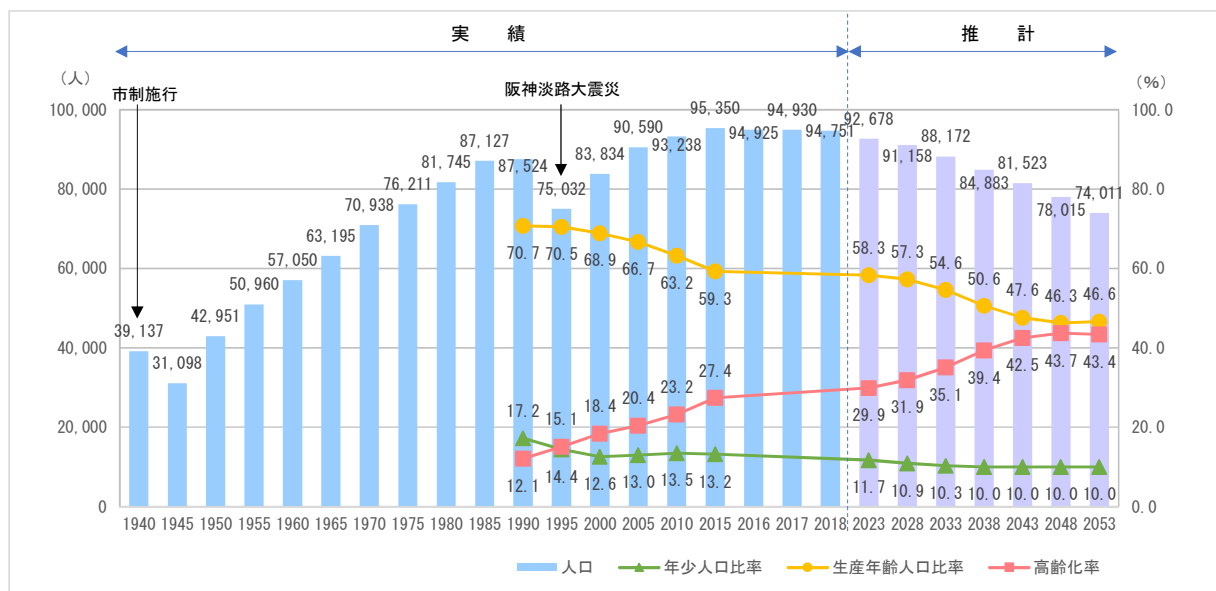


## 2 現況と課題

### (1) 人口

#### ○現況と将来推計

- ・本市の人口は、昭和20年（1945年）から一貫して増加し、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災により大幅に減少しましたが、復旧・復興に伴い、平成12年（2000年）には83,834人に回復しました。平成27年（2015年）には95,350人でピークに達しましたが、近年はほぼ横ばい傾向となっています。
- ・将来人口推計によると、人口減少に転じ、令和15年（2033年）には約88,200人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は35%を超えると予測されます。



資料：国勢調査（1940～2015）、住民基本台帳（2016、2017、2018）各年10月1日現在、芦屋市推計（2023～2053）

#### ■課題

- ・人口減少や少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済や地域活力の低下、これに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。
- ・生活機能の維持・充実、定住や地域コミュニティの維持、駅周辺等の利便性を活かした拠点性の確保、公共交通の利便性の確保などにより、持続可能な都市づくりを進める必要があります。

## (2) 土地利用

### ○現況

- ・都市の適正な開発や維持管理，自然環境の保全を図るため，区域区分により市街地の拡大を抑制しています。
- ・六甲山系の北部地域を除く約969haが市街化区域に指定され，このうち，住居系用途地域が約915ha（94.5%），商業系用途地域が約54ha（5.6%）となっており，本市の住宅都市としての性格を表しています。
- ・「住みよいまちづくり条例」等に基づき，建築物等の規制，宅地の細分化の抑制を図っています。

### ○これまでの取組

- ◎ 良好な住環境保全のため，市街化区域における住居系用途地域の維持
- ◎ 市街化調整区域での市街化の抑制
- ◎ 南芦屋浜地域の「潮芦屋プラン」に沿った低層住宅を中心としたゆとりある土地利用の推進
- ◎ 「地区計画」等の市民参画による土地利用方針等の策定



### ■課題

- ・今後の緩やかな人口減少傾向を見据え，市街地拡大を抑制するとともに，都市空間の質を高めていく必要があります。
- ・駅周辺などの既成市街地の再整備，既存の地域資源の有効活用を図り，都市活動や生活拠点としての機能を高める必要があります。
- ・「用途地域」や「高度地区」の指定，「地区計画」等の運用により，引き続き良好な住環境を保全・形成する必要があります。

### (3) 交通環境・都市施設等

---

#### ○現況

##### <交通>

- ・鉄道は、阪急神戸線、JR東海道本線、阪神本線が整備され、東西方向の都市間移動を担っています。
- ・路線バスは、市域の広範囲で運行されており、主に南北方向や各鉄道駅への移動を担っています。公共交通利用圏域（駅やバス停の徒歩圏）は市内の大部分を網羅していますが、一部に空白地域が見られます。

##### <道路>

- ・東西方向では、国道2号、43号などの広域幹線道路が都市間移動の重要な役割を果たす広域的な交通ネットワークとして機能しています。南北方向には、主に中央線や芦屋川左岸線などの幹線道路が市内の都市拠点間の交通機能を担っています。
- ・都市計画道路は、計画延長のうち87.7%が整備されていますが、主に南北方向の路線や阪急神戸線沿線の路線が未整備となっています。
- ・平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、景観や防災、通行の安全性や快適性の観点から無電柱化に取り組んでいます。市道の無電柱化率は約14.9%、無電柱化延長は32.98km（令和2年4月時点）となっており、全国の市町村で最も取組が進んでいます。
- ・道路をはじめとした都市施設等のバリアフリー化を順次進めており、特に阪神芦屋駅・市役所周辺地区においては「交通バリアフリー基本構想」に基づき、地区の一体的なバリアフリー化の取組を進めています。

##### <公園>

- ・都市公園は、145箇所、約59haを整備しています。昭和50年代に整備された公園が多いため、施設の老朽化が進んでいます。

##### <上下水道>

- ・水道事業は、昭和13年に給水を開始しました。現在では、管路延長約250km、主な施設として、2カ所の浄水場と10カ所の配水池を整備しています。
- ・下水道事業は、昭和10年に着手し、平成19年には下水道普及率が100%となっています。現在では、管路延長約321km、主な施設として、2カ所の下水処理場と5カ所のポンプ場を整備しています。

##### <その他の都市施設>

- ・環境処理センターは、焼却施設が平成8年に竣工してから20年以上経過しています。また、パイプライン施設は昭和54年の芦屋浜地区での運転開始後、40年以上が経過しています。

## ○これまでの取組

- ◎ 山手幹線の整備と都市計画道路の見直し
- ◎ 親王塚公園，涼風東・西公園，南緑地の整備
- ◎ 南芦屋浜地域等における無電柱化やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備
- ◎ J R 芦屋駅南地区再開発事業の推進
- ◎ 公共建築物の建替えや大規模改修の際のユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備
- ◎ 橋梁や上下水道施設などの都市施設の適切な維持管理や老朽化施設の更新，耐震化



## ■課題

- ・交通の円滑化や利便性・安全性を高めるため，特に都市計画道路の整備を進める必要があります。一方，長期未着手の路線については，社会情勢の変化や地域特性等に応じた見直しを検討する必要があります。
- ・特にまちなかの道路においては，車中心から人中心への道路空間への転換を図るなど，歩行者や自転車の利便性や快適性，安全性の視点を踏まえた整備の必要があります。
- ・今後，高齢化が更に進むことを踏まえ，地域特性に応じた交通手段が選択できるなど，利用しやすい移動手段の確保に努める必要があります。
- ・交通の結節点となる駅周辺では，アクセス道路の整備，送迎車や路線バスの駐車場，自転車駐車場の確保など，利用しやすい環境整備の必要があります。
- ・利用者が多い駅や公共施設などを対象に，重点的かつ一体的にバリアフリー整備を進めており，引き続き，まち全体でバリアフリー化を進める必要があります。
- ・高度経済成長期に整備された多くの公共施設や都市施設の老朽化が進むことから，引き続き，計画的な維持管理や更新，整備を図る必要があります。

## (4) 自然環境・都市環境

### ○現況

- ・「芦屋庭園都市」を目指し、公園・緑地の整備、山麓部などの緑の保全、芦屋オープンガーデンなどの市民との協働による緑化活動を進めています。
- ・「風致地区」や「緑の保全地区」の指定、「景観計画」の策定、「地区計画」の活用等により、自然環境や都市環境の保全・形成に努めています。
- ・道路交通の騒音振動対策など、環境負荷低減の施策や市内生息生物の実態調査など、環境改善を図る取組を進めています。
- ・本市の空き家率は2.6%で、全国平均の5.6%、兵庫県平均の5.7%と比較すると低い状況となっています。(総務省「住宅・土地統計調査」平成30年(2018年)より算定)

### ○これまでの取組

- ◎ 「緑の保全地区」の指定
- ◎ 市民参画によるまちなかの清掃活動、緑化推進
- ◎ 自然公園法等に基づく六甲山系の自然環境保全
- ◎ 騒音や大気環境などの公害に関する調査や規制基準の遵守、指導の実施
- ◎ 空き家改修費用の補助制度の運用などによる空き家活用の支援
- ◎ 耐震化セミナーの実施や相談窓口設置など、既存マンションの適切な維持管理の促進



### ■課題

- ・市民との協働による緑化活動や「風致地区」、「地区計画」、「緑の保全地区」などの運用により、自然環境・都市環境の保全・形成が図られており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- ・河川では、自然を身近に感じられる親水空間の形成を図るとともに、様々な生物の生息域としての環境保全に配慮する必要があります。
- ・引き続き、環境への負荷を軽減し、自然にやさしいまちづくりを進める必要があります。
- ・地域の活性化やコミュニティ形成、適切な管理を図るため、公園・緑地等における市民参画や民間活力を活かした取組を推進していく必要があります。
- ・空き家の増加は、衛生面や景観、防災など住環境に影響を及ぼすため、住宅ストックの活用や老朽空き家対策等を促進していく必要があります。

## (5) 都市景観

### ○現況

- ・緑豊かな美しい景観を目指して、市域全域を「景観地区」に指定し、建築物等の形態や色彩、通り外観等について制限を行っています。特に、重要な景観要素の一つである芦屋川沿岸については、「芦屋川特別景観地区」に指定しています。
- ・地域の特性に応じたまちづくりを進めるため、22地区（計約441ha）で「地区計画」を策定し、地域住民との協働により良好な住環境・住宅地景観の保全・形成が図られています。また、より住みよい快適なまちを目指して、地域住民自らがきめ細かいルールを定めた「まちづくり協定」が7地区で策定されています。
- ・更に、屋外広告物の規制・誘導や、都市防災の向上等にも資する無電柱化など、良好な景観を形成するための様々な取組を行っています。
- ・会下山遺跡、ヨドコウ迎賓館（旧山邑家住宅）など国指定の文化財をはじめ、現存する和館、洋館、樹林地、緑地、社寺林などがまちの景観要素となっています。

### ○これまでの取組

- ◎ 市域全域を景観法に基づく「景観地区」に指定
- ◎ 「芦屋川特別景観地区」の指定
- ◎ 「屋外広告物条例」の制定・運用
- ◎ 旧芦屋郵便局電話事務室（芦屋モノリス）等の国登録有形文化財の登録、ヨドコウ迎賓館・芦屋川の文化的景観等の日本遺産の構成文化財の認定
- ◎ 芦屋仏教会館などの景観重要建造物の指定



### ■課題

- ・良好な都市景観を形成するため、六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境を活かすとともに、歴史・文化的な資源の保全や活用、まちなかの緑化、地域特性を反映した地域ごとのルールづくりなどを、市民や事業者等との協働で進めていく必要があります。
- ・本市の玄関口である JR 芦屋駅周辺などでは、周辺環境と調和しつつ、にぎわいが感じられる景観の創出により、まちの魅力を高めていく必要があります。
- ・「国際文化住宅都市」にふさわしい魅力的な都市景観の創造を目指して、「景観法」や「都市景観条例」、「屋外広告物条例」等に基づき、市民や事業者への周知や理解を図りながら、引き続き積極的な都市景観の形成を進めていく必要があります。

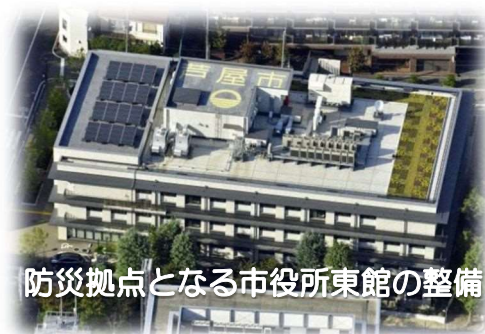
## (6) 都市防災

### ○現況

- ・本市は、阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けましたが、土地区画整理事業の施行や山手幹線の整備、公共施設の耐震化などによる防災機能の向上、地域の防災活動への支援など、安全・安心のまちづくりを進めています。
- ・東日本大震災や熊本地震の発生、気候変動に伴う大型台風や豪雨など、甚大な自然災害が全国各地で起きており、本市においても例外ではなく、台風や豪雨等による風水害・土砂災害の危険性が高まっています。
- ・今後の発生が想定される南海トラフや内陸活断層による地震のうち、特に南海トラフ地震は、東海・東南海・南海トラフ地震が連動して発生する可能性もあり、被害が広範囲に及ぶことが予測されています。

### ○これまでの取組

- ◎ 「無電柱化推進計画」の策定、山手幹線全線、さくら参道の無電柱化の実施
- ◎ 防災拠点となる市役所東館新庁舎の整備
- ◎ 防災情報マップや津波ハザードマップによる周知・啓発
- ◎ 防災行政無線システムの運用開始
- ◎ 「耐震改修促進計画」に基づく、住宅の耐震化に係る事業の拡充
- ◎ 南芦屋浜地域における耐震護岸の救援物資集積拠点としての整備



### ■課題

- ・近年、自然災害が全国各地で頻発しており、安全な道路空間の確保、円滑な物資の輸送や避難ルートに資する幹線道路の整備、オープンスペースや防災活動拠点の確保など、防災機能の向上を図る必要があります。
- ・市民・行政それぞれが日頃から災害に備え、今後も国や県、地域と一体となった「自助」「共助」「公助」の連携による防災・減災に向けた取組を推進しながら、様々な局面に対応できるよう、防災性の向上を図る必要があります。